

災害等による臨時休館対応について

箕面市の公共施設休館基準に基づき、以下の基準で臨時休館対応をする場合があります。

- ◆ 台風等の暴風、大雨、地震があった場合は、市民の安全を確保するため、箕面市立多文化交流センターを臨時休館します。台風などでは、事前に休館を決定する場合があります。
- ◆ 休館中は、施設のご利用や窓口での手続き等はできません。

次の警報や特別警報等が発令された場合は、基準に従って休館する場合があります。

災 害		基準及び対応	開館	休館	
風水害・土砂災害	警報	① 大雨・洪水・大雪	利用者の判断	○	
		② 暴風・暴風雪	利用者に対して利用中止を依頼する。(利用者判断)	○	
	特別警報	③ 暴風・大雨・大雪・暴風雪	発令された時点から休館(利用者の帰宅は、諸状況を考慮して対応する。)		○
地震		④ 震度 4	施設の被害状況を確認	△	
		⑤ 震度5弱以上	発生時から休館(利用者の帰宅は、諸状況を考慮して対応する。)		○
感染症		⑥ 国・府の緊急事態宣言	宣言が発令された場合		○
その他	⑦ その他		災害時特別宣言条例が発令された場合		○
			箕面市からの指示(事件等)		

- ◆ 臨時休館
館内及びホームページで休館を掲示します。
- ◆ 休館からの再開(開館)
状況が安定し、特別警報等が解除され、施設の安全が確認できた段階で開館します。(ホームページで掲示します。公共施設ごとに再開の時期は異なります。)